

令和5年3月31日

国土交通政策研究所

欧州の地域公共交通の施策、財務、運営の特徴等を把握

～「欧州における地域公共交通施策及び財務・運営に関する調査研究～英仏独におけるサービス確保・改善、財務・運営及び新たなモビリティ活用～」の公表～

欧州主要3カ国（英仏独）における地域公共交通施策及び財務・運営に着目し、文献とインタビューによる調査を通じて、地域モビリティの新たな計画的取組の特徴、課題及び対応についてとりまとめました。

(1) 調査研究の概要

日本の今後の公共交通計画の策定及び財務・経営を含む施策の実施に資することを目的に、公共交通を軸とした交通施策や制度又それに伴う道路空間活用について英仏独の3か国を対象に、公共交通の計画、運営や運行を、中央政府と地方政府、官民間の役割分担等の観点から文献調査を行うとともに、上記3か国の公共交通の運営や運行実態並びに関連施策を把握するため、各都市の行政組織等を対象にインタビュー調査を行った。

(2) 調査研究の結果総括（詳細は裏面参照）

- 公共交通確保の仕組み（欧州全体）
- 英仏独3か国の地域公共交通の動向
- 新しいモビリティに関する施策動向

※本調査研究の報告書は下記 URL からご覧下さい。

<https://www.mlit.go.jp/pri/houkoku/gaiyou/kkk171.html>

<お問い合わせ先>

国土交通省 国土交通政策研究所（四谷タワー15階）竹内、南、福田

電話：03-5369-6002（内線204）

<調査研究の結果総括>

○公共交通確保の仕組み(欧州全体)

- ・欧州規則によって非商業路線の確保のために地方自治体の交通当局が設定する提供義務(Public Service Obligation:PSO)があり、入札で選定された運営事業者へ排他的権利や費用補助を与える契約により委託する仕組みが整備されている。
- ・契約形態は大きく2種類に分類され、収入リスクを地方自治体が請け負う場合(グロスコスト契約)、と交通事業者が請け負う場合(ネットコスト契約)がある。

○英仏独3か国の地域公共交通の動向

- ・地域モビリティ計画が法的に位置づけられ、それにより地方自治体の交通計画・運営の組織を、地方自治体内部もしくは独立した機関が進めている点は共通している。一方で、公共交通の市場は各国で異なり、英国は1985年以降の規制緩和もあり商業路線が中心だが、フランスは大手企業のシェアが大きく寡占状況にある。
- ・公共交通の財源は国や地方自治体から地域公共交通に関する補助施策が一定程度整備され、特に高齢者や若年層への割引の財源は各国ともに確保されている。

○新しいモビリティに関する施策動向

- ・英国では新しいモビリティの社会実装、フランスではMaaS等の新しいモビリティソリューション、ドイツではカーシェアリングといった、シェアリングモビリティ、MaaSや、公共交通等やシェアリングモビリティの結節点であるモビリティハブの施策が進められてきている。